

技術者の資格（所定学科）表

法第7条第2号イ該当者

※ 下記学科以外の名称で疑義がある場合は、事前に履修証明書等を持参の上、ご相談ください。

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学*（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。） 、都市工学、衛生工学 又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学*又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学*又は建築学*に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学*又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学*、建築学*、機械工学*、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学*、建築学*又は機械工学*に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学*又は機械工学*に関する学科
板金工事業	建築学*又は機械工学*に関する学科
防水工事業	土木工学*又は建築学*に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学*、機械工学*又は電気工学*に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学*、建築学*又は機械工学*に関する学科
造園工事業	土木工学*、建築学*、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学*、鉱山学、機械工学*又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学*又は機械工学*に関する学科